

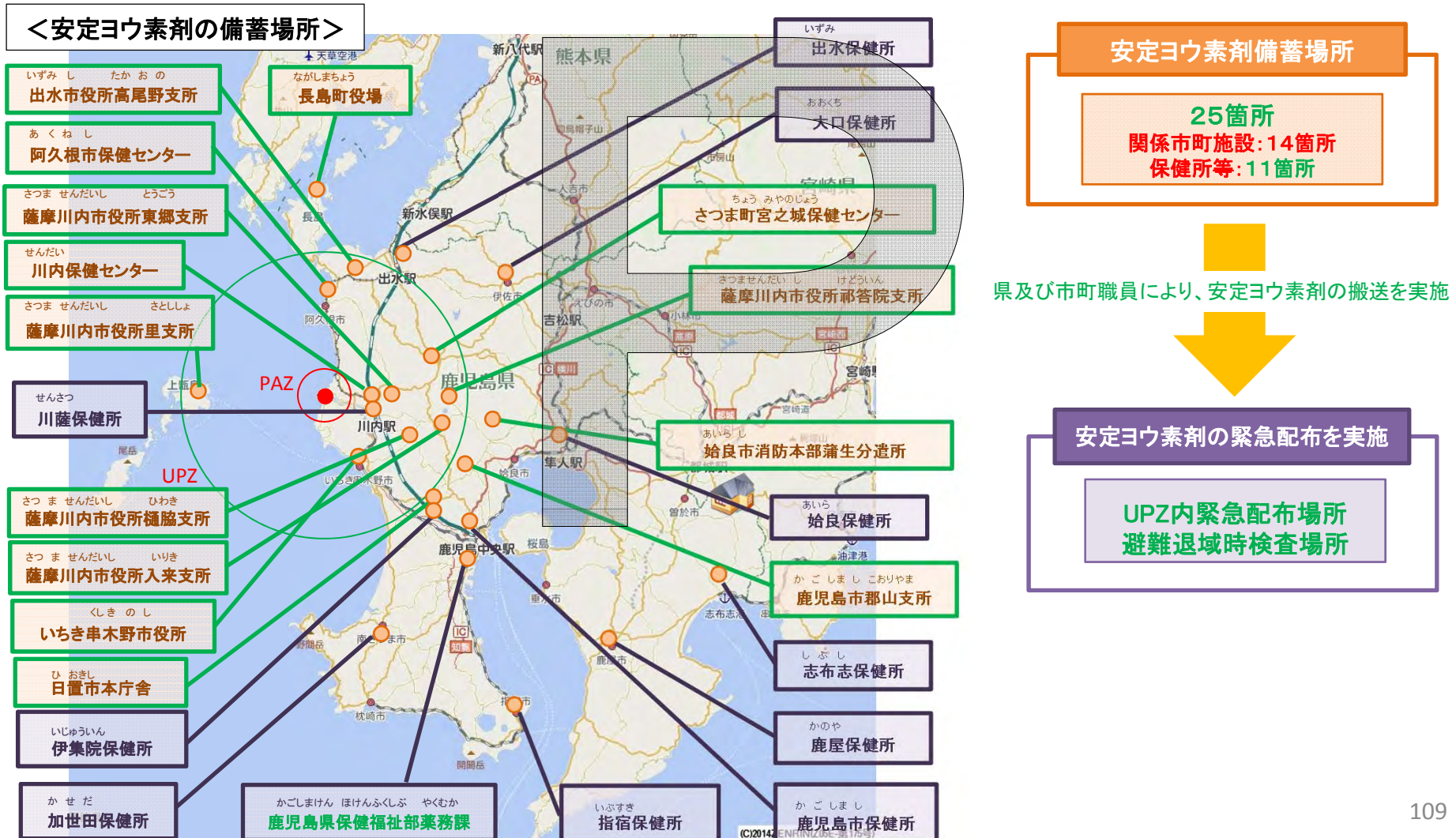
PAZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

- 鹿児島県では、PAZ内住民を対象に30回の説明会と22回の配布会を実施し、平成29年11月19日現在、2,873人に事前配布を実施した。今後も継続して説明会を実施し、未配布者に対するフォローを実施。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。
- PAZ内学校(4校)と保育園(2園)に安定ヨウ素剤を配備。



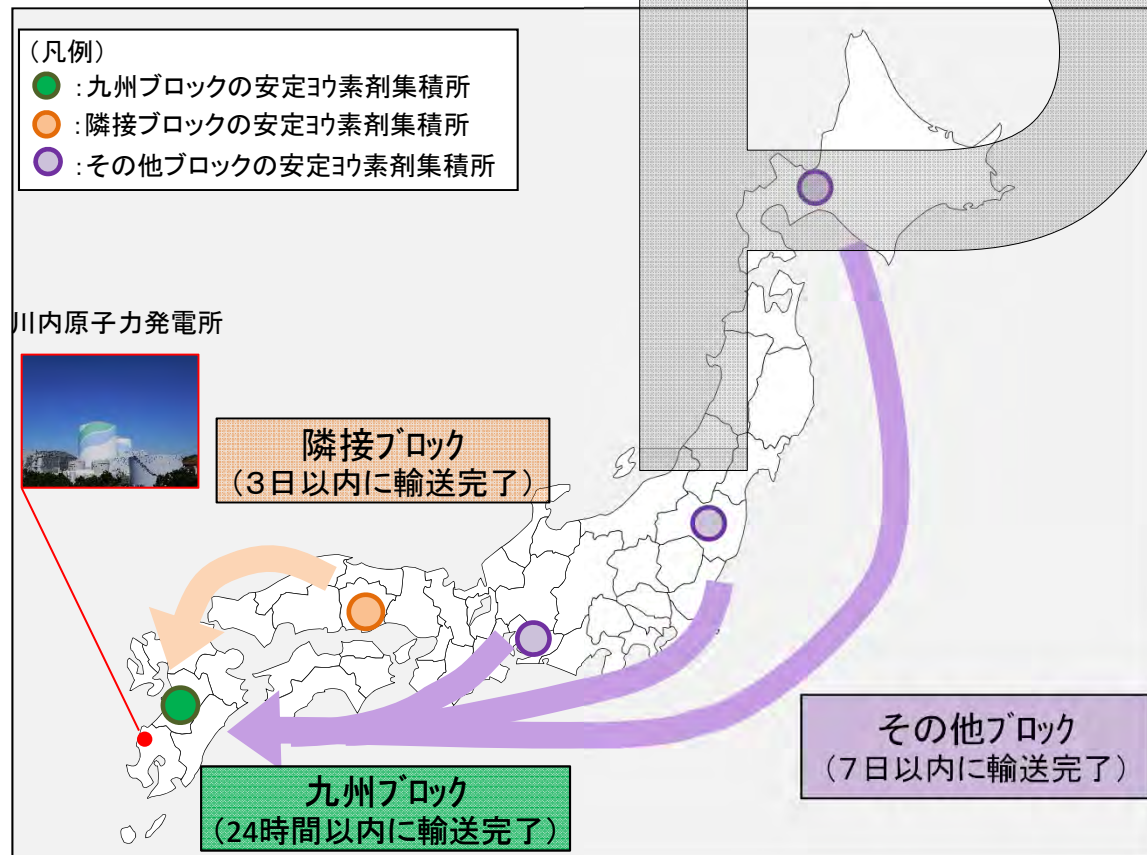
避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、14箇所の関係市町施設及び11箇所の保健所等に合計約102万丸の丸剤と2,000gの粉末剤及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤約2万包を備蓄。
- 緊急配布は県及び関係市町職員が、備蓄先よりUPZ内緊急配布場所及び避難退域時検査場所へ搬送の上、救護所等で対象住民等に順次配布・調製を実施。



国による安定ヨウ素剤の確保体制

- 国は、UPZ内外において安定ヨウ素剤が不足した場合に備えた備蓄を実施しており、全国を5つのブロック(北海道、東北・関東、中部、中国・四国、九州)に分け、5か所の安定ヨウ素剤集積所に平成30年度までに丸剤200万丸、平成31年度までに小児用ゼリー剤15万包の備蓄を実施。
- 緊急配布場所への輸送は、九州ブロックの安定ヨウ素剤集積所から24時間以内、隣接ブロックの安定ヨウ素剤集積所から3日以内、その他ブロックの安定ヨウ素剤集積所から7日以内に完了する体制。
- さらに、不足の場合には、民間工場での全力生産及び海外からの援助等により、必要数を確保。



鹿児島県の避難退域時検査場所の候補地

➤ 避難退域時検査・除染については、原則として避難先となる市町に一カ所ずつ設置する救護所等で実施。



避難元

バス・自家用車等で避難

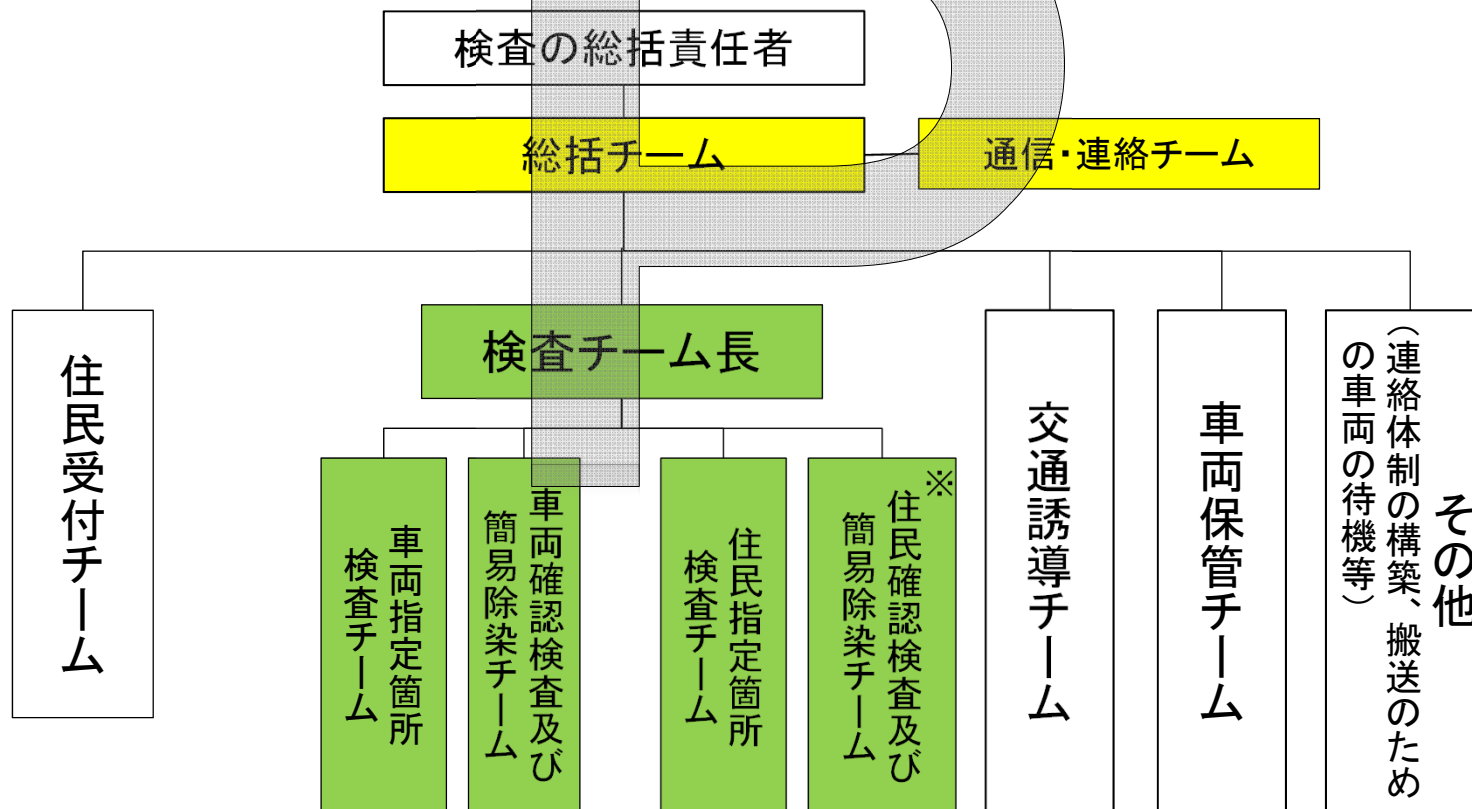
避難退域時検査・除染



※原則として避難先となる市町に一カ所ずつ設置する救護所等で実施

- 避難退域時検査場所は、鹿児島県及び原子力事業者が国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、300人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

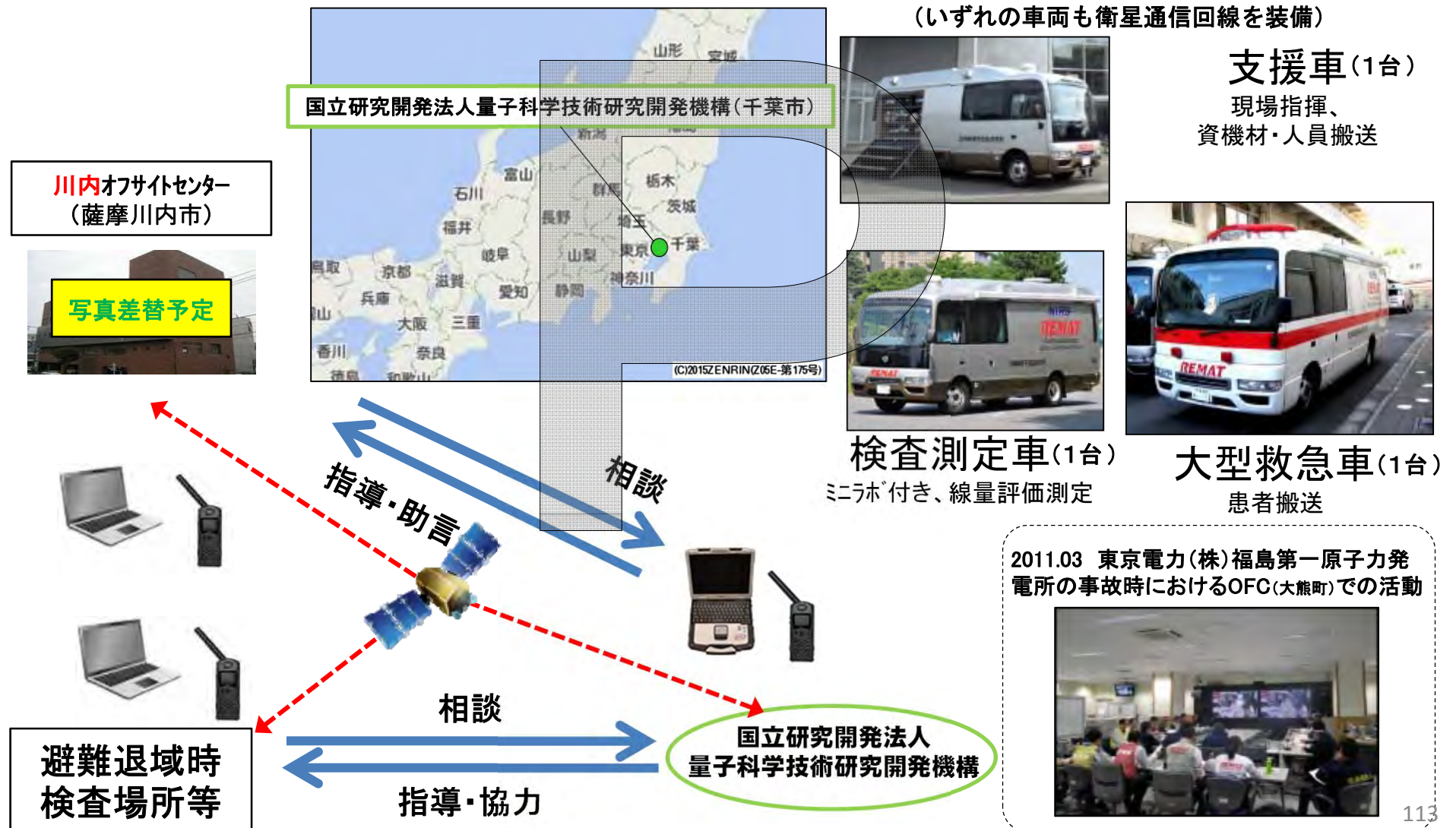
避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



※携行物品検査を含む

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

- 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。



- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター(茨城)が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター(EMC)等へ専門家を派遣するとともに航空機によるモニタリングを支援。



放射線防護資機材(80台)



移動式体表面測定車(2台)



モニタリング車(2台)



移動式全身測定車(2台)



(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

平成23年東日本大震災時における
国立研究開発法人日本原子力研究開
発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



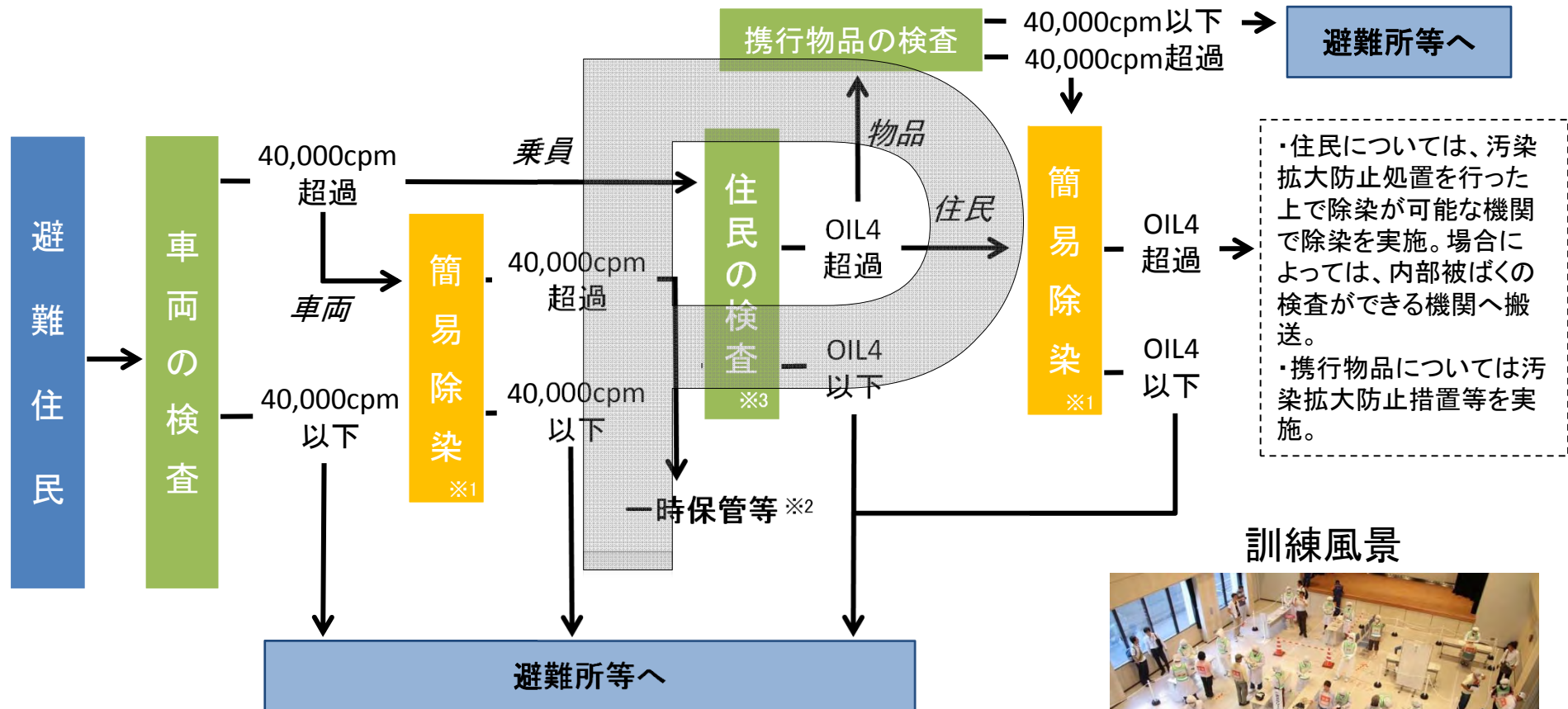
緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

避難退域時検査場所における活動基本フロー

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



・住民については、汚染拡大防止処置を行った上で除染が可能な機関で除染を実施。場合によっては、内部被ばくの検査ができる機関へ搬送。

・携行物品については汚染拡大防止措置等を実施。



- ※1 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。
- ※2 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。
- ※3 乗員の代表者の検査を行い、代表者がOIL4超過の場合には乗員全員の検査を行う。

高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター ※国が指定
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人長崎大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。



原子力災害拠点病院

※県が指定
【鹿児島大学病院】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

原子力災害医療協力機関

※県が登録 【県内各保健所、災害拠点病院等】

原子力災害時における医療対応や県が行う避難退域時検査等の原子力災害医療対策を支援する。

10. 国の実動組織の支援体制

